

Guidelines for Alcoholic Beverages.

酒類に関するガイドライン

ベアリーズ株式会社

令和5年11月28日制定



ソーシャルメディア・モール「ベアリーズ」での酒類流通の仕組みは、以下の体制で広く社会の皆さまに提供されます。
ベアリーズで、初めてお酒を出品する契約店さまは、本書「酒類に関するガイドライン」をよくお読みになり、
お近くの所管税務署の酒税指導官に尋ねられた際には、本ガイドラインをダウンロードしてコピーを取り、指導官へご提供ください。

前身版：ベアリーズ百貨店を含みます。

酒類流通に関するそれぞれの立場について

1. 出店者（ストアアカウント）は、
商品の販売者



ベアリーズにお酒を出品し、お酒を販売するので

法律上および酒税法上の「販売者」になります。

ベアリーズに出店するときには、
酒類製造免許通知または酒類販売免許通知の画像またはPDFをベアリーズに提出します。

2. ベアリーズ（プラットフォーム会社）は、
サイバー空間上の運営者



旧ベアリーズ百貨店ならびにベアリーズのプラットフォームを提供するので

法律上の「運営者、場所提供者」になります。

お酒を出品したいですという出店契約者がいたら、酒類製造免許通知または酒類販売
免許通知の画像またはPDFを電子保管し、所轄の税務署が提出を命じた時は、これを
提出する義務があります。

3. 皆さまの所管税務署は、
酒類を監理する酒類指導機関



お酒の販売などが適切に行われているか指導し、監督するので

皆さまの「酒類指導官、指導機関」になります。

何かわからないことがあったときは、皆さまの担当税務署に相談ください。

皆さまのお酒の販売に関する相談窓口は、国税庁ページでお調べいただけます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

3 酒類流通における販売者と運営者の分離について

ベアリーズの流通構造は、商品を出品・販売する出店者と、システムプラットフォームを提供・運営するベアリーズ、そして商品を購入する購入者（消費者）の3役構成で成り立っています。

お酒を取り扱う場合には、**販売者である「出店者」にはお酒の免許が必要です。**また**運営者である「ベアリーズ」は、ネット空間の運営者として**出店者のお酒の免許通知書の原本またはコピーの画像、PDFをお預かりし、保管し、必要に応じて税務署に開示できるようにしなくてはなりません。



販売者
(出店者)

販売責任の範囲

- ①特定商取引法に基づく表記の設定
- ②商品に品違い、数量違い、不備、不良などがあった際の対応
- ③お客様からのお問い合わせへの対応



ベアリーズを使って、お酒を**販売**するのは出店者



購入者

ベアリーズを使って、商品を**購入**するのは購入者

消費者の自己責任（自己刑事責任になること）※販売者、運営者は免責

- ①他人になりすましてカード登録や口座登録を行い年齢を偽ったとき
 - ②未成年が成人や他人になりすましてログインする
- 不正アクセス禁止法違反、偽計業務妨害罪などの刑事罰になります。



運営者
(プラットフォーム)

運営責任の範囲

- ①ソーシャルメディア空間の警備活動や啓蒙活動の実施
- ②利用ユーザーの年齢制限システムの構築、改善、保守
- ③全利用者のアルゴリズムの向上、センシティブな投稿の制御
- ④なりすましアカウント、ロボットアカウントの排除

4 ベアリーズが法律上責任を持つこと



ベアリーズの法的義務

→ 運営責任（システムの環境構築、改善）

ベアリーズはお酒の販売者ではなく、プラットフォームの運営者です。



**20歳未満のユーザーが
お酒を買えないような
システムを提供すること**



**税務署から、
問い合わせがあったとき、
データを提出すること。**

販売者の酒類製造免許通知書
販売者の酒類販売免許通知書
酒類公表名簿の写メ、コピー
資格証明書（通知書を無くした方）
上記いずれかを
ベアリーズが画像かPDFで預かります。



**販売手数料
（売買成立手数料）
いわゆる場所代を
一律にすること。**

※酒税額がわからなくなるため



ECサイト 実店舗

お客様とのやりとりを直接行う場合



販売者に当たる場合

酒類販売免許が必要です



出店者様はこっち



プラットフォームシステム

サイバー空間の運営を行い
お客様とのやりとりを各店が各自で行う場合



運営者に当たる場合

免許通知の画像をお預かりします



ベアリーズはこっち



コールセンター
雑誌、テレビ通販

お酒を仕入れることなく
販売を代行する場合（広告宣伝を含む）



媒介者に当たる場合

酒類媒介免許が必要です



VARIES

6 お酒に関する商流のまとめ

Guidelines for Alcoholic Beverages.

酒類に関するガイドライン

ベアリーズ株式会社

登場人物	法律上のポジション	概要	注文時	お金の流れ
出店者	法律上の販売者	出店者として、お酒の製造または販売を行う。	購入者へお酒商品を直送するか外部業者に発送を依頼する。	当月の販売分を翌月末にベアリーズから受け取る。 →売上仮受金と言い、商品代金、消費税、送料が含まれる。
ベアリーズ	法律上の運営者	運営者として、プラットフォームのシステムを運営する。但し、ベアリーズ株式会社がお酒の販売を行う場合は、法律上の販売者となります。（税務署の判断により決定されます）	注文時にシステムが作動するよう保守を常に行う。また、20歳未満の者がお酒を買わないようにする。	売上仮受金から、一律の販売手数料だけを差し引いて出店者に支払う。 →会計計算は、ソニーペイメントが行う。
税務署	法律上の監督者	出店者に対しては酒税と販売量申告の受付。運営者に対してはシステムの指導、その他業務内容の改善、指導、提言など。	関わらない。	関わらない。
購入者	法律上の消費者	消費者として、商品の購入ができるが、偽りの住所に送りつけたり、頼んだのに「頼んでいません！」と突っぱねたり、他人になります行為などをすると偽計業務妨害罪の対象となったり、不正アクセス禁止法違反で刑事罰になる。	売買契約が成立した時点で、出店者から送られた商品を受け取る義務。食品以外ならば、8日以内に自分都合の返品ができる。	ベアリーズの「決済システム」を通じて、出店者に代金を払う。 →代金は、手数料が引かれて出店者に届く。

7 お酒を出品する出店者の皆さまにご提出いただくもの

証明書	略称	必要なデータ	特徴	証明書の提出先	何かあった時の共有先
酒類製造業免許通知書	製造免許通知	原本またはコピーの写真画像、PDF。	1回限り（無くした方は、公表名簿か資格証明書をご提出ください）	ベアリーズ株式会社	ベアリーズ本社を所管する税務署
酒類販売業免許通知書	販売免許通知	原本またはコピーの写真画像、PDF。	1回限り（無くした方は、公表名簿か資格証明書をご提出ください）		
所管税務署の酒税課で閲覧できる公表名簿の部分の写し	公表名簿	原本名簿に記載されている部分の写真画像、PDF。またはそのコピーの写真画像、PDF。	税務署酒税課に設置されており、誰でも閲覧可能です。		
所管税務署の酒税課で発行できる資格証明書の写し	資格証明書	原本またはコピーの写真画像、PDF。	通知書を過去に紛失した場合、あるいは古くなってボロボロになっている方などは、資格証明書を発行していただき、保管してください。 ■ 老舗酒造あるある 老舗酒造さまでは、まれに通知書を一度も見ただけでなく、自分の代でそんなものがあったことすら知らない方や、既に古くなったか紛失したかで既に無い）ということがよくあります。先代、先々代の時代はあったかもしれないが、どこにあるかわからないという場合なども含め、通知書がない場合は、資格証明（写し）の提出や公表名簿のご提出となります。		

本資料を終わります。

ベアリーズ株式会社

わからないことは担当営業までお問い合わせください。

